

読書コーナー

『白い航跡』(上・下) 吉村昭 著(講談社文庫)

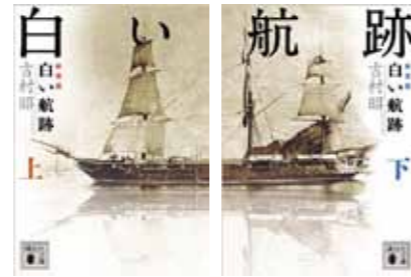
東京慈恵会医科大学を創立した高木兼寛の、不屈の信念と人類愛にみちた生涯を描いた歴史小説です。

明治時代に多くの患者が出て、「国民病」と呼ばれていた病気が「脚気」です。日露戦争(1904年~1905年)が始まり、日本は約100万人の将兵を動員し、5万人近い戦死者を出します。しかし、この戦争中に、戦死者ではなく、脚気で死亡した将兵は約2万8千人で、入院患者は10万4千人以上でした。

「脚気」は白米に原因があると、イギリス医学を修めた海軍医である高木兼寛が主張しました。この「白米原因説」を頭から否定した人々がいます。当時、日本ではドイツ医学が主流で、東京帝国大学医学部を頂点とする学閥社会でしたが、その医学者たちが「伝染病説」に固執したのです。陸軍軍医総監にまで上りつめた森林太郎(鷗外)もその一人でした。

高木の主張を、東大閥の医学者たちは嘲笑し、陸軍では白米の兵食を変えようとはしません。その挙げ句に、戦死ではなく、脚気という病気で大量の兵士を死なせてしまったのです。森鷗外は生涯、その面子から自らの誤りを認めることはありませんでした。医学界における理論派vs臨床派、陸軍医学vs海軍医学、ドイツ医学派vsイギリス医学派などのつまらぬ対立がなければ、多くの命が救われたはずと思うと残念でなりません。

(文責:平野)



朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、社団法人 倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

「当たり前」

Kさんは出張や旅行で、アジア各国、ヨーロッパ、南北アメリカと、これまで様々な国や地域に足を運んできました。そのたびに感じることは、〈日本は本当に恵まれた国だな〉ということです。犯罪がないわけではありませんが、夜中に出歩くことができ、水道水を当たり前のように飲むことができます。

至る所に二十四時間営業している店があり、食料も、生活に必要な物も、すぐに手に入るのが現在の日本です。しかし、海外から戻って時間が経過すると、この「恵まれた状態」を当たり前と感じてしまう自分がいることにも気づいていました。

人は恵まれた環境に長くいると、様々な物事への感謝の心が薄らいでしまいがちです。多くの人や様々な物によって〈生かされている〉という思いは、生きる気力ともなるでしょう。

当たりのことを、当たり前と思わず、生活したいものです。

【今日の心がけ】失敗を飛躍のチャンスにしましょう

「ママ、今日は授業参観に来てくれてありがとう。」

先日、夕食の前に子どもからそんな言葉を聞きました。

私は親として授業参観に行くことは当然のことと思っていましたが、不意にそんなことを言われてとても驚きました。自分が子どもの頃に参観に来てくれた親にありがとうなんて言った記憶もありません。

やはり、当たりのことでも感謝の気持ちを示してもらえると、それだけで嬉しいものです。私も毎日の仕事の中で、それぞれの当たりの役割分担として誰かに何かをお願いすることがあります。私が子どもに言ってもらったように、私も周りの人たちに對して当たりのことでも感謝し伝えることを忘れないようにしたいです。

(文責:鈴木)

編集後記

6月といえば梅雨というイメージが強いですが、紫陽花の花が美しい季節でもあります。雨に濡れた紫陽花がみなさまの気分を少しだけ軽くしてくれますように。



矢野

ひかり新聞

2018.06 第107号

高橋税経グループ

HAG ひかりアドバイザーグループ Tel:027-361-5568(高崎)
■ひかり税理士法人 Tel:03-5577-6353(東京)

■(株)群馬マーケティングセンター ■(株)群馬M&Aセンター ■相続手続支援センター群馬
Tel:027-364-3384 Tel:027-364-8040 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル 群馬共通FAX:027-361-9591 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル11F 東京FAX:03-5577-6354
群馬URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp 東京URL:http://www.hikari-tax-tokyo.com/ E-mail:info@hikari-tax-tokyo.com



所長挨拶

初夏の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、5月の連休を皆さんはどのように過ごされたでしょうか。私は連休後半の4日の日、東京国際フォーラムで毎年開催され

ている音楽祭「ラ・フォル・ジュルネ」に行ってきました。

この音楽祭は、東京国際フォーラムの大小様々なホールや会議室を使って、一コマ45分くらいの短いクラシックコンサートが朝から夜まで多数準備されており、これらのコンサートを渡り歩いて楽しむスタイルのものです。

コンサートの合間には、木々の新緑が気持ちのいい中庭に出て、何種類ものキッチンカーでビールやワイン、そしてお弁当などを買って、飲んだり食べたりすることもできます。

合間あいまにそんなことを繰り返しているうちに、後半のコンサートは聴いているのか寝ているのか分からない状況になったりしますが、まあそれはそれ、今では5月の連休の恒例行事となっています。

もう一つは、普段「積読」になってしまっている読書。

連休中、以前から読みたかった小説を2冊読むことが出来ました。一冊目は、最近クイズ番組にもよく出ている歴史家、磯田道史氏の「無私の日本人」。

江戸時代の3人の人物を描いた歴史小説ですが、歴史家の目で丹念に調べられたその時代の背景とともに、生き生きと描かれたそれらの人物の「無私」の精神が、強く胸を打ちました。

もう一冊は、今やビジネス小説の定番となった、池井戸潤氏の「アキラとあきら」。

生まれも育ちもまったく異なる二人のアキラとあきらが、人生を交錯させながら、それぞれの信念とともに様々な苦難を乗り越えて生きてゆく、まさに手に汗握るドラマです。

あっという間に終わってしまうのはいつもの事ながら、普段できないことを十分にやる事が出来た、私にとっては十分に満足のゆくゴールデンウィークでした。

時にはこうして、日常とまったく違う世界に身を置くことも大切なことかもしれませんね。

いよいよ暑さも厳しくなってきます。

皆さまには十分にご自愛頂き、毎日をお元気に過ごされますよう、心からお祈り申し上げます。



東京事務所



高崎事務所

Contents

- P1 所長挨拶・目次
P2 税務トピックス
P3 税務トピックス
P3 将軍の日
P3 新入社員紹介
P4 読書感想文
P4 職場の教養
P4 編集後記

# ひかり税理士法人 ～税務TOPICS～

## 実質この5年が勝負です 事業承継税制の特例

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、平成30年度税制改正により支援内容を拡充させた特例措置が創設されました。この特例措置は期間が限定されていますので、活用される場合には早めの意思決定が肝要となります。

### 事業承継税制とは

事業承継税制とは、後継者への自社株式の異動にあつての贈与税又は相続税の納税を猶予・免除する制度です。対象となる会社・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律)に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内の申告とともに、猶予額及び利子額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等、一定の事由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

### ○特例措置と一般措置の比較表

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	以下の期間(5年)内の「特例承継計画※」の提出 ※認定経営革新等支援機関の所見の記載があるもの 平成30(2018)年4月1日から平成35(2023)年3月31日まで	不要
適用期限	以下の期間(10年)内の贈与・相続等 平成30(2018)年1月1日から平成39(2027)年12月31日まで	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間/平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

## 相続法改正2 遺産分割に関する見直し

前回は「配偶者の居住の権利」について取り上げました。今回は「遺産分割に関する見直し」について、改正法律案※に基づいて解説いたします。こちらも配偶者を手厚く保護する内容となっています。

### 特例措置とは

今回拡充された事業承継税制の特例措置は、従来の事業承継税制(以下、一般措置)に加えて、期間限定で設けられた制度です。

特例措置と一般措置の違いは下表のとおりです。最も大きな違いが「特例承継計画」の提出の必要性や期限、及び対象となる自社株式の異動に期限が設けられていることです。



その他、相続では納税猶予割合が最大53%程度(2/3×80%)から100%まで引上げられる点、対象となる受贈者が3人まで認められる点、雇用要件を満たせなくても一定要件のもとに納税猶予継続可能となる点など、税負担と将来のリスクの軽減が図られています。

これらの他にも適用するための留意点があります。ご興味のある方は、まずは当事務所へご連絡ください。

現行法では、被相続人がこの持戻しをしなくても良い旨の意思表示をしていた場合には、この持戻しが免除されます(同条第3項)。これを「持戻し免除の意思表示」といいますが、今回の改正案では、「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住建物等の遺贈又は贈与については、持戻し免除の意思決定があつたものと推定する」との内容が追加されています。

つまり、20年以上連れ添った配偶者に住んでいた家を贈与していた場合、その家は遺産分割の対象に含める必要がなくなるため、配偶者はそれ以外の預金等の財産についても多く相続できるようになります。配偶者を手厚く保護する施策です。

### 遺産分割前でも預金を出せる!?

現行法では、遺産分割前の被相続人の預貯金口座は凍結され、払戻すには相続人全員の同意が必要です。これにより、葬儀費用や債務の支払、家族の生活資金等、「差しあつた資金が引き出せずに困った…」というケースは非常に多いのではないのでしょうか。

今回の改正案は、この点においても相続人に配慮しています。遺産分割前であっても相続人が払戻し請求ができる、次の2つの方法が示されました。

#### ①家庭裁判所の保全処分を利用して払戻し

家庭裁判所に対して遺産分割の審判又は調停の申立てを行い、

これと併せて仮払の申立てをする方法です。

裁判所が必要と認めた場合には、預貯金の全部又は一部を仮取得することができますが、裁判所への申立てを要するため手続きが煩雑で、費用や時間がかかります。

#### ②家庭裁判所の判断を経ないで払戻し

遺産分割前であっても相続人が単独で払戻し請求ができる方法です。但し、払戻しできるのは次の金額の範囲内に限られます。

$$\text{払戻額} \leq \text{相続開始当時の預貯金残高} \times \frac{1}{3} \times \text{その相続人の法定相続分}$$

(上限額は別途規定される予定です)

①と異なり払戻しできる金額に上限がありますが、裁判所での手続きもなく、直接金融機関の窓口で手続きができます。他の相続人の同意なしに相続人一人で手軽に払戻しできますので、正式に法制化された後は、こちらが日常的に利用されるのではないのでしょうか。

この他、遺産の「一部分割」や、遺産分割前に遺産が処分された場合の遺産の範囲についても、改正案に盛り込まれています。

※改正法律案  
以下の法務省サイトでご確認ください。  
「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_0021299999.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html)



高橋 弘明

## 新入社員紹介

5月1日に入社しました会計税務部業務課の高橋と申します。大学卒業後、証券会社、人材開発会社(社員教育・研修サービス)にて営業を約15年、その後会計事務所での税理士補助を約15年行っておりました。二児(高1、小4共に女子)の父親です。趣味はピアノ、尺八、テニス、ゴルフ、料理等でしたが、休日に家族で出かけることが多くなりスポーツをする時間がめっきり減ってしまいました。何でも楽しくやる性格です。仕事においては慎重に事を進めますが、未知の仕事に対し積極的に行動し挑戦し、お客様と事務所と自身の発展を目指したいと思っております。早く職場に慣れて貢献できるように精進いたします。皆様ご指導のほどよろしくお願いたします。

## ●●●●●●●● 将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー) ●●●●●●●●

### 『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたと、『将軍の日』と命名されました。

**【日程】** 平成30年7月12日(木) 平成30年8月8日(水)  
※事前準備がございますので、10日前までにお申込ください。  
**【時間】** 10:00~18:30  
**【会場】** 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル2F  
**【受講料】** 54,000円(税込)/名 2名様以降5,400円(税込)



お問い合わせ： ひかり税理士法人 027-361-5568 担当：森平、堀口

### 先行経営 Tassei を行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。